

2005年2月10日

沖縄総合事務局長 様
港湾環境技術指導官 酒井洋一 様
開発建設部港湾計画課長 赤倉康寛 様
那覇港湾・空港整備事務所長 三宅光一 様

泡瀬干潟を守る連絡会

共同代表 内間秀太郎 小橋川共男 漆谷克



海上工事現場への石材投入の洗浄違反行為の改善要請

2004年11月30日から、泡瀬干潟埋立海上工事（石材投入）が行われている。私たちは、これに抗議し直ちに中止するよう要請したが聞き入れられず、工事は強行されている。私たちはその工事現場周辺の海域が汚染されていないどうか調査してきたが、去る6日の調査で、次の事実が判明した。（写真、ビデオ参照）

- (1) 仮設栈橋、海中道路、トチリ護岸、C護岸に投入されている石材が洗浄されないまま使われていること。
- (2) 特にC護岸（人工海浜護岸）において、それが多く見られること。
- (3) さらにひどいことに、シルトの中に小さな石材が混じった塊も投入されていること。
これは、石材を洗浄していない違反行為をはるかに超える悪質なものである。
- (4) 石材投入をした周辺の海底にシルトが多量に堆積していること。

これらの事実は、「投入する石材は、シャワーで洗浄してから使う」と事業者がこれまで表明してきたことに違反する。これまで事業者は、中城湾港出張所前の石材運搬港にシャワー施設を設置し、石材を洗浄しているところを対外に見せてきた（写真参照）が、これはみせかけのことであり、内実は誤魔化しであったことが明らかになった。私たちはこれに強い憤りを禁じえない。環境に配慮する、海域の汚染は防止する、その為に汚濁防止膜は2重に設置する等は、ごまかすためのものであったと言わざるを得ない。

私たちは、事業者のこのような行為を糾弾するものである。

これ以上の環境汚染・海洋汚濁を許さない為に、事業者に下記のことを強く要求する。

記

- (1) 石材投入工事を直ちに中断し、埋立工事を中止すること。
- (2) 専門家、連絡会を含めた現場調査を直ちに行うこと。
- (3) 洗浄されていない石材、シルトの中に小さな石材が混じった塊を直ちに撤去すること。
- (4) このような違反行為が起こった経緯、責任の所在を明らかにすること。
- (5) 今後の改善策を提示すること。
- (6) 以上の要請について検討し、その結果を早急に公表すること。

参考：

事業者の見解や対応状況は、「2005.02.16 記者発表資料 中城湾港（泡瀬地区）埋立事業 海上工事石材投入について」を参照して下さい。